

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課	
(23)人権オンブズパーソンによる相談・救済 人権オンブズパーソンが、子どもの権利の侵害について相談及び救済を行います。	④3 人権オンブズパーソンが、子どもの権利の侵害に関する相談や救済の申立てを受け付けるとともに、子どもが気軽に相談できるよう制度の周知と利用の促進を図ります。	35条		345	202	人権オンブズパーソン相談・救済事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うことができ、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。</p> <p>■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を実施します。</p>	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者一人ひとりの状況等を的確に把握し、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	
						人権オンブズパーソン広報・啓発事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソン子ども相談カードやポスター、パンフレットの配布や動画の放映等を行い、制度の周知と利用の促進を図ります。</p>	人権オンブズパーソン子ども相談カードを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、保護者用にもチラシを市内の保育園、幼稚園の園児の保護者や小学校の児童の保護者にも学校を通して配布しました。また、ポスターを学校などの関係施設や市内広報掲示版へ掲出したほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示しました。その他、PR動画をアゼリアビジョン等で放映しました。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、保護者用にもチラシを市内の保育園、幼稚園の園児の保護者や小学校の児童の保護者にも学校を通して配布しました。また、ポスターを学校などの関係施設や市内広報掲示版へ掲出したほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示しました。その他、PR動画をアゼリアビジョン等で放映しました。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、保護者用にもチラシを市内の保育園、幼稚園の園児の保護者や小学校の児童の保護者にも学校を通して配布しました。また、ポスターを学校などの関係施設や市内広報掲示版へ掲出したほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示しました。その他、PR動画をアゼリアビジョン等で放映しました。	子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知するため区役所等に広報パネルを展示し広く広報しました。	子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、また、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、より一層の周知を図り、利用を促進することが必要です。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
						人権オンブズパーソン子ども教室推進事業（再掲）	<p>■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図るために実施します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするなどにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。</p>	人権オンブズパーソン子ども教室を小学校8校、中学校4校（60クラス、2,033人）及び児童養護施設2施設（34人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするなどにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	人権オンブズパーソン子ども教室を小学校8校、中学校4校（55クラス、1,907人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするなどにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	人権オンブズパーソン子ども教室を小学校8校、中学校4校（44クラス、1,473人）及び児童養護施設等2施設（27人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするなどにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするなどにより、人権オンブズパーソンへの認知度は着実に高まっており、人権オンブズパーソン子ども教室の開催による成果が出てきているものと考えます。	引き続き人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、直接、児童・生徒、教員等人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするなどにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ることが必要です。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
(24)関係機関と連携した相談・救済等 関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	④4 関係機関及び団体と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		348	70	健全母性育成事業（再掲）	<p>■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。</p>	保健福祉センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。	保健福祉センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。	地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。	思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。	C	こども未来局	こども保健福祉課	
						児童家庭相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。</p> <p>■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p>	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもつ的確な支援を実施しました（平成29年度相談受付件数9,643件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもつ的確な支援を実施しました（平成30年度相談受付件数8,054件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもつ的確な支援を実施しました（令和元年度相談受付件数8,109件）。	3年間を通じて、基本の相談・支援を行った他、多問題を抱えた家庭・児童に対する専門的な相談にも対応をしてみました。	他問題を抱えた家庭・児童への相談は今後とも増えることが予想されることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取組等を進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
						児童相談所相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。</p> <p>■事業概要：相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、児童が解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施します。</p>	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童に関する専門相談機関として、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組むことで児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助体制構築の必要は高く、職員の専門性向上が必須です。	引き続き職員の専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の権利を尊重した相談援助を実施していく必要があります。	C	こども未来局

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(24)関係機関と連携した相談・救済等 関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	④ 関係機関及び団体と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		351	252	学校における情報の適正管理（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの個人情報の不適切な管理や漏えいを防ぎます。</p> <p>■事業概要：子どもの個人情報保護の適正管理について初任者研修、10年経験者研修、新任教頭研修等の悉皆研修で行います。子どもの個人情報は校務支援システムにおいて万全の対策が施されたデータセンターで管理を行います。</p>	<p>子どもの個人情報の適正管理について初任者研修、10年経験者研修、新任教頭研修、情報教育学校担当者会等の悉皆研修で、事例をもとに研修しました。特に今年度は、コンピュータでの個人情報の取り扱いについて徹底するとともに、昨年度に引き続きUSBの適正管理について文書での注意喚起や研修での意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターのトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の悉皆研修で、事例をもとに研修を行いました。今年度は、データの取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起や研修での意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等の年次研修、新任校長研修、新任教頭研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の悉皆研修で、事例をもとに研修を行いました。今年度は、データの取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起や他部署との情報公開制度・保有個人情報保護研修等での意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>子どもの個人情報の不適切な管理や漏えい防止についての成果として、データの適正管理に係る事例をもとに、悉皆研修を行い意識向上を図りました。学校の適正管理、特に情報セキュリティ面を、さらなる意識向上のために、情報・視覚センターのみの取組であった取組を総合センター全体の取組として、初任者研修、2校目異動者研修等の研修で、カリキュラムセンター指導主事等から情報セキュリティの重要性を具体的に伝える等を行いました。</p> <p>計画期間中に、セキュリティー対策基準を改定し、管理体制の充実を行うことができました。また、データの取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起等を行い意識向上を図りました。</p> <p>校務支援システムのデータセンターサーバ等のトラブルはなく個人情報の管理が適切に行われました。今後は、子どもの個人情報の不適切な管理や漏えいを防ぐためのさらなる管理体制等の更なる充実を進めてまいります。</p>	C	教育委員会事務局	情報・視覚センター
				352	204 246	24時間電話相談（再掲）	<p>■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等に対し24時間いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」を開設し、緊急を要する場合には関係課に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えました。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入しました。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、274件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」を開設し、緊急を要する場合には関係課に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えました。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入しました。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、246件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。</p> <p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、248件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>全市立学校の児童生徒に対し、QRコードを掲載した「24時間子供SOS電話相談」の案内カードを配布し、周知に努めました。また、長期休業前の児童生徒指導の通知に保護者向け文書として周知するように依頼しています。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。</p> <p>相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるように、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
				353	205 229 247	教育相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	<p>来所面接相談では、145件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、611件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p> <p>総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、99件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、929件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p> <p>総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、125件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、589件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p> <p>総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談等、子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応し、支援を行いました。</p> <p>子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
				354	228	電話相談ホットライン（再掲）	<p>■目的・目標：体罰や先生との関係の悩みについての相談に対応します。</p> <p>■事業概要：平日の午前9時30分から午後5時までの間に、子ども自身や保護者の体罰や先生との関係について、電話相談を受け付けています。</p>	<p>体罰や先生との関係の悩みについての専用の電話相談窓口を、「24時間子供SOS電話相談」の紹介カードに記載して全市立学校児童生徒に配付し、周知しています。</p>	<p>体罰や先生との関係の悩みについての専用の電話相談窓口を、「24時間子供SOS電話相談」の紹介カードに記載して全市立学校児童生徒に配付し、周知しています。</p>	<p>体罰や先生との関係の悩みについての専用の電話相談窓口を、「24時間子供SOS電話相談」の紹介カードに記載して全市立学校児童生徒に配付し、周知しています。</p>	<p>体罰や先生との関係の悩みについての専用の電話相談窓口を、「24時間子供SOS電話相談」の紹介カードに記載して全市立学校児童生徒に配付し、周知しています。</p>	C	教育委員会事務局	指導課
				355	206 230 248	スクールカウンセラーの配置・活用（再掲）	<p>■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども、保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。</p> <p>中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ20、303名、小学校・特別支援学校では述べ753名、高等学校では述べ1、234名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。</p> <p>中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ20,331名、小学校・特別支援学校では述べ816名、高等学校では述べ1,137名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。</p> <p>中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ19,413名、小学校・特別支援学校では述べ921名、高等学校では述べ1,096名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。</p> <p>学校における教育相談活動を継続し、子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、いじめや不登校等を未然防止、早期解決するためにも、専門性を生かした相談体制の構築を図る必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
356	227 241	スクールソーシャルワーカーの配置・活用（再掲）	<p>■目的・目標：教育の分野に加え、社会福祉等に関する専門的な知識や技術を用いて、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図ります。</p> <p>■事業概要：スクールソーシャルワーカーを市立学校に派遣し、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②相談関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築への協力 ④保護者、教職員等への支援・相談・研修活動等を行います。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の背景を丁寧にさぐり、見極め、当該児童生徒一人一人の実情に合わせて、その置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。あわせて、研修の開催（年間17回）等を用いて、スクールソーシャルワーカーのさらなる資質向上を図りました。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒から直接相談を受けたり、保護者と必要な機関へつなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</p> <p>月1回程度、スクールカウンセラーや児童相談所等の関係機関との連携協議会や子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等の研修を行い、連携体制の強化と専門性の向上を図りました。</p>	<p>支援を求める児童生徒及び保護者について、学校からの要請に対して、関係機関等と連携しながら課題の解決を図ることができました。</p> <p>潜在的・多様なニーズに応えられるように、スクールソーシャルワーカーの認知及び関係機関等との更なる連携強化を進めていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室				

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課		
(24)関係機関と連携した相談・救済等 関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	④ 関係機関及び団体と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		357	319	かわさきし子どもページ（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの権利条例や市内の子ども向けイベントについて川崎市ホームページ上に掲載し、子どもの安心・安全な生活や社会参加を支援するために事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもにわかりやすい表現で、条例についてやイベント、相談窓口の情報などを川崎市ホームページ上で発信することで、子どもがより安心して生活し、社会に参加するきっかけとなるよう支援します。</p>	ページ内の全ての漢字・カタカナにルビをふるなど子どもにわかりやすい表現で子ども向けイベントなどを掲載しました。夏休みや冬休み等、子どもの長期休暇に合わせて開催されるイベントの情報提供を全庁に依頼し、最新の情報を掲載して子どもの社会参加の機会を促しました。また関係課と連携して川崎市ホームページのトップ画面にリンクを掲載しました。	夏休みや冬休み等、子どもの長期休暇に合わせて開催されるイベントの情報提供を全庁に依頼し、最新の情報を掲載して子どもの社会参加の機会を促しました。また関係課と連携して川崎市ホームページのトップ画面にリンクを掲載しました。	夏、秋・冬、春の3回に分けて開催される子どもが参加できるイベントの情報提供を全庁に依頼し、最新の情報を掲載して子どもの社会参加の機会を促しました。引き続き、川崎市ホームページのトップ画面にリンクを掲載、イベントの掲載方法をカレンダー式にするなど、見やすいページを意識しました。	平成30年度からは新たに、スマートフォンでも見やすいページにするため、イベントの掲載方法をカレンダー式に変更する等の改定を行いました。また、川崎市ホームページのトップ画面にリンクを掲載しました。計画期間の3年間で、全庁的な子どもページへの認識を高めることができ、掲載依頼数を増やすことができました。今後も、市民に子どもページを知ってもらい、利用者が更に増えるように広報を進める必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室		
	⑤ 子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用奨励を行います。	6条		358		SOSカードの作成・配布	<p>■目的・目標：学校に通う子どもが気軽に相談できるようSOSカードを作成し配布します。</p> <p>■事業概要：増加し続ける児童虐待の早期発見・予防のため、子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示した名刺サイズのカードを配布します。</p>	子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数137、350枚）。	子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数141、550枚）。	子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数141、893枚）。	毎年夏休み前に配布することで長期家にいる期間に児童に相談できる場所があることを伝えることができました。子どもだけでなく一般市民向けにも広く児童虐待防止センター等について関心を持ってもらうための効果的な広報の仕方を検討する必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
					359		児童相談所の広報	<p>■目的・目標：児童相談所は子ども自身からの相談も可能であることを広く周知します。</p> <p>■事業概要：児童相談所の広報資料等に子ども自身からの相談も可能なことを記載する等、子どもが安心して気軽に相談できるよう広報します。</p>	子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。	子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。	子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。	各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。引き続き、子どもが安心して気軽に相談できるよう、児童相談所の広報を継続していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
					360		児童相談所及び児童虐待防止センターのホームページによる周知・広報	<p>■目的・目標：児童相談所は子ども自身からの相談も可能であることを広く周知します。</p> <p>■事業概要：児童自身が相談しやすい環境を整えるため、児童相談所ホームページにおいて子ども本人から相談できるよう広報します。</p>	必要に応じて、ホームページの掲載内容をわかりやすく更新し、周知・広報に努めました。	川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。	川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。	川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。	川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					361		多摩区こそだてweb	<p>■目的・目標：区内の子育て支援活動情報を積極的に収集・発信し、市民活動・交流やコミュニティの活性化をめざします。</p> <p>■事業概要：子ども向けに各種相談先について、ホームページにより案内し、子どもの相談・救済を促進します。</p>	「多摩区こそだてweb」において、子ども向けの各種相談窓口について、表記の仕方や文言について配慮しながら案内しました。また、「多摩区こそだてweb」では、全体更新及び随時詳細更新を行いました。	「多摩区こそだてweb」において、子ども向けの各種相談窓口について、表記の仕方や文言について配慮しながら案内しました。また、「多摩区こそだてweb」では、全体更新及び随時詳細更新を行いました。	「多摩区こそだてweb」において、子ども向けの各種相談窓口について、表記の仕方や文言について配慮しながら案内しました。また、「多摩区こそだてweb」では、全体更新及び随時詳細更新を行いました。	定期的な情報収集と掲載情報の更新によって、地域の状況やニーズに合った情報提供をすることができました。今後も継続して、情報内容や表記方法を工夫しながら提供を行う必要があります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課	
				362	226 240	相談カード「ひとりでも悩まないで」の作成、配布（再掲）	<p>■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できる場所を紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	多様な相談機関や窓口を掲載した相談カード作成し、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布することで、子どもたちがさまざまな相談をできるような環境づくりを図ることができました。	子どもたちにとって、より見やすく、また、使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載を工夫し、作成しました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、子どもたち一人ひとりが相談できるような環境づくりを行いました。さらに、聾学校に在籍する児童生徒にとって使いやすいように、メールで相談できるサイトにアクセスできるQRコードを新たに掲載しました。	子どもたちにとって、より使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載の仕方を見直ししました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布することで、児童生徒一人ひとりに相談できるような環境づくりを行いました。カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることができましたが、「困ったときに相談していい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室			